計算書類に対する注記（法人全体用）

１．継続事業の前提に関する注記

・該当なし

２．重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済掛金の事業主負担分掛金と善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法

３．重要な会計方針の変更

・該当なし

４．法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

５． 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア　本部拠点
① 本部サービス区分
イ　わにつか荘拠点
① 特別養護老人ホームサービス区分
② 短期入所サービス区分
③ 通所介護サービス区分
④ 小規模多機能型居宅介護サービス区分
⑤ 居宅介護支援サービス区分
⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
ウ　愛生園拠点
① 施設入所支援サービス区分
② 短期入所サービス区分
③ 生活介護サービス区分
④ 生計困難者相談支援事業サービス区分
エ　仁の里拠点
① 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
② 認知症対応型通所介護サービス区分
③ 生計困難者相談支援事業サービス区分
オ　東米良拠点
① 通所介護サービス区分
② ボランティアセンターサービス区分
カ　宮崎リハビリテーションセンター拠点
① 施設入所支援サービス区分
② 短期入所サービス区分
③ 生活介護サービス区分
④ 自立訓練（機能訓練）サービス区分
⑤ 相談支援サービス区分
⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分

６． 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	95,769,202	0	0	95,769,202
建物	1,425,259,780	2,811,240	81,098,450	1,346,972,570
合計	2,946,288,762	2,811,240	81,098,450	2,868,001,552

７． 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

８． 担保に供している資産

・該当なし

９． 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,385,139,154	1,038,166,584	1,346,972,570
建物	10,818,989	8,774,441	2,044,548
構築物	2,596,118	1,629,265	966,853
車両運搬具	45,027,628	41,436,837	3,590,791
器具及び備品	261,855,939	201,192,227	60,663,712
合計	2,705,437,828	1,291,199,354	1,414,238,474

１０． 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１１． 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備　考
大和證券 マルチコーラブル・円／豪ドル・パワーリバースデュアル債	200,000,000	178,820,000	21,180,000	2037年7月24日に額面償還
合計	200,000,000	178,820,000	21,180,000	

１２． 関連当時者との取引の内容

・該当なし

１３． 重要な偶発債務

・該当なし

１４． 重要な後発事象

・該当なし

１５． その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記　　（ 本部事務局拠点 区分用）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法

２．　重要な会計方針の変更

該当なし

３．　採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）本部事務局拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））は省略している。
ア　本部事務局サービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・該当なし

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,500,160	1,350,144	150,016
器具及び備品	757,988	291,587	466,401
ソフトウェア	1,282,008	984,478	297,530
合計	3,540,156	2,626,209	913,947

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

１１．重要な後発事象

・該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記　　（ わにつか荘拠点 区分用）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法

２．　重要な会計方針の変更

該当なし

３．　採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）わにつか荘拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））
ア　特別養護老人ホームサービス区分
イ　短期入所サービス区分
ウ　通所介護サービス区分
エ　小規模多機能型居宅介護サービス区分
オ　居宅介護支援サービス区分
カ　生計困難者相談支援事業サービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））　　は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,342,778			16,342,778
建物	493,240,232		26,155,041	467,085,191
合計	509,583,010	0	26,155,041	483,427,969

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	895,260,815	428,175,624	467,085,191
建物	6,619,789	6,174,263	445,526
構築物	210,000	189,000	21,000
車両運搬具	13,433,030	12,711,412	721,618
器具及び備品	100,184,492	80,006,141	20,178,351
合計	1,015,708,126	527,256,440	488,451,686

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備　考
大和證券 マルチコーラブル・円／豪ドル・パワーリバースデュアル債	100,000,000	89,410,000	10,590,000	2037年7月24日に額面償還
合計	100,000,000	89,410,000	10,590,000	

１１．重要な後発事象

・該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記　（　愛生園拠点　区分用）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする.

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法

２．　重要な会計方針の変更

該当なし

３．　採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）愛生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））
ア　施設入所支援サービス区分
イ　短期入所サービス区分
ウ　生活介護サービス区分
エ　生計困難者相談支援事業サービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））　は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,894,134			47,894,134
建物	419,601,195		24,159,796	395,441,399
合計	467,495,329	0	24,159,796	443,335,533

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	582,679,818	187,238,419	395,441,399
建物	765,700	403,290	362,410
車両運搬具	4,790,546	4,587,205	203,341
器具及び備品	67,714,655	51,804,350	15,910,305
合計	655,950,719	244,033,264	411,917,455

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備　考
大和證券 マルチコーラブル・円／豪ドル・パワーリバースデュアル債	100,000,000	89,410,000	10,590,000	2037年7月24日に額面償還
合計	100,000,000	89,410,000	10,590,000	

１１．重要な後発事象

・該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・その他の積立資産については、当期をもって修繕積立資産に振り替える。

計算書類に対する注記　（　仁の里拠点　区分用）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする.

２．　重要な会計方針の変更

該当なし

３．　採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））
　ア　地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
　イ　認知症対応型通所介護サービス区分
　ウ　生計困難者相談支援事業サービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））　　は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,532,290			31,532,290
建物	276,555,174		15,861,707	260,693,467
合計	308,087,464	0	15,861,707	292,225,757

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	383,621,704	122,928,237	260,693,467
車両運搬具	5,170,385	4,961,818	208,567
器具及び備品	33,646,458	31,274,519	2,371,939
合計	422,438,547	159,164,574	263,273,973

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

１１．重要な後発事象

・該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記　（　東米良拠点　区分用）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする.

２．　重要な会計方針の変更

該当なし

３．　採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）東米良拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））
　ア　通所介護サービス区分
　イ　ボランティアセンターサービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））　　は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0			0
建物	0		0	0
合計	0	0	0	0

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
合計	0	0	0

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

１１．重要な後発事象

・該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記　（ 宮崎リハビリテーションセンター拠点区分用 ）

1.　重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法

２．　重要な会計方針の変更

・該当なし

３．　採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

４．　拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
（１）宮崎ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪））
　ア　施設入所支援サービス区分
　イ　短期入所サービス区分
　ウ　生活介護サービス区分
　エ　自立訓練(機能訓練)サービス区分
　オ　相談支援サービス区分
　カ　生計困難者相談支援事業サービス区分
（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩））は省略している。

５．　基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	235,863,179	2,811,240	14,921,906	223,752,513
合計	235,863,179	2,811,240	14,921,906	223,752,513

６．　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

７．　担保に供している資産

・該当なし

８．　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	523,576,817	299,824,304	223,752,513
建物	3,433,500	2,196,888	1,236,612
構築物	2,386,118	1,440,265	945,853
車輌運搬具	20,133,507	17,826,258	2,307,249
器具及び備品	59,276,946	37,815,630	21,461,316
有形リース資産	0	0	0
合計	608,806,888	359,103,345	249,703,543

９．　債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10．　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11．　重要な後発事象

・該当なし

12．　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし